

ふれあいニュースレター

【政府原子力被災者生活支援チームからのお知らせ】

今週の **ほっと・ニュース**

『歴史に対する責任』

一事故や災害への対処にあたって最大の敵となるのは、人間の記憶の「風化」です。知見と教訓をきちんと将来に語り継いでいくことが実は最も重要で困難な課題であり、各国の指導者が意識的に取り組まなければならない「歴史に対する責任」であることを強調したいと思います。

(東京電力福島第一原子力発電所の事故からの教訓を受けて
 ~野田内閣総理大臣 3月27日 大韓民国ソウルで開催された「核セキュリティ・サミット」でのスピーチより~)

NEWS 警戒区域、避難指示区域等の見直しについて ~ 3市町村の見直しを決定 ~ (3月30日)

政府原子力災害対策本部は3月30日、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づき、次の市村について警戒区域を解除するとともに、避難指示区域の見直しを決定しました。

- 1) **川内村 (平成24年4月1日~)**
 避難指示区域を「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に設定。
- 2) **田村市 (平成24年4月1日~)**
 避難指示区域を「避難指示解除準備区域」に設定。
- 3) **南相馬市 (平成24年4月16日~)**
 避難指示区域を、「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に設定。

(参考: 新たな避難指示区域設定後の区域運用の整理)

避難指示解除準備区域	・年間積算線量が20ミリシーベルト以下の地域 ・通過交通や住民の一時帰宅、事業再開等が可能(宿泊は禁止)
居住制限区域	・年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれのある地域 ・通過交通や住民の一時帰宅、インフラ復旧等のための立入りが可能だが不要不急の立ち入りは控える
帰還困難区域	・現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域 ・避難の徹底を求める一方、可能な限り住民の意向に配慮した形で一時立入りを実施

他の町村については、引き続き県、町村、住民などの関係者との綿密な協議・調整を行いながら、早期に関係者の合意を得ることを目指すこととしています。
 なお、特定避難勧奨地点については、解除後1年間の積算線量20ミリシーベルト以下となることが確認された場合には、解除することとしています。



詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。
<http://www.nisa.meti.go.jp/oshirase/2012/03/240330-8.html>



原子力損害賠償紛争審査会 中間指針第二次追補を策定(3月16日)

原子力損害賠償紛争審査会は、中間指針及び第一次追補の対象となった政府による避難等の指示等に係る損害、自主的避難等に係る損害等に関し、今後の検討事項とされていたこと等について、避難区域の見直し等も踏まえ、現時点で可能な範囲で考え方を示しました。概要は次のとおりです。

■避難費用及び精神的損害について

①「見直される避難区域について」

- (1) 避難を継続する者と移住しようとする者に差を設けない。
- (2) 避難費用は、これまでと同様、原則として必要かつ合理的な範囲の実費。
- (3) 精神的損害額(慰謝料)の目安は、次のとおり。
 - ・「避難指示解除準備区域」は、月額1人10万円。
 - ・「居住制限区域」は、月額1人10万円、2年分を一括し240万円可。
 - ・「帰還困難区域」は、1人600万円。避難の長期化等個別具体的な事情により、これを上回る額が認められ得る。
- (4) 解除後に賠償の対象となる期間は、今後の状況を踏まえて判断し、当該期間内は個々の避難者がどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。

②「旧緊急時避難準備区域について」

- (1) 事故1年後以降の損害額(慰謝料)は月額1人10万円。
- (2) 賠償対象となる期間は、本年8月末までを目安(医療・福祉体制、学校の状況等個別の事情に応じて柔軟に判断)とし、事故1年後以降はどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。
- (3) 既に帰還した者及び滞在者は、個別具体的な事情に応じて賠償対象。

③「特定避難勧奨地点について」

- (1) 1年後以降の損害額(慰謝料)は月額1人10万円。
- (2) 賠償対象となる期間は、解除後3ヶ月を当面の目安とし、当該期間内は個々の避難者がどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。

■不動産の価値の喪失又は減少等について

- (1) 「帰還困難区域」の不動産は、価値減少率を100%(全損)と推認。
- (2) 「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」の不動産は、避難指示解除までの期間等を考慮して、価値減少率を推認。
- (3) 居住用の建物は再取得価格を考慮するなど合理的に評価。

■営業損害・就労不能等に伴う損害について

- (1) 当面は終期を示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断。
- (2) 転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合、その収入は損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要。

■自主的避難等に係る損害について

本年1月以降、区域の設定は行わず、子ども及び妊婦について個別の事例・類型毎に判断。(平均的・一般的な人を基準としてかつ合理性を有しているか否かを基準とする。)

■除染等に係る損害について

- (1) 除染等に関する特別措置法の運用にかかわらず、必要かつ合理的な除染等に伴い必然的に生じた損害は、財物損壊、営業損害も含めて賠償の対象。
- (2) 住民の放射線被曝の不安等を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償の対象。

なお、これらの指針に明記されなかった損害がただちに賠償の対象にならないといったものではなく、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となることがあり得るとされています。

■東京電力の対応について

指針に明記されていない損害についても、個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨を踏まえ、かつ、個別の損害内容に応じて、全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等の合理的かつ柔軟な対応を期待する。

詳しくは、文部科学省のホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2012/03/16/1309711_6.pdf



無料で法律相談を受けられます。 被災者支援のための新法を制定!!

3月23日に、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(震災特例法)」が成立しました。この法律に基づき、日本司法支援センター(法テラス)は、今年4月1日から3年間にわたって、東日本大震災の被災者の方々を対象に、
 ▶弁護士・司法書士による無料法律相談
 ▶民事裁判等の各種法的手続や書類の作成を弁護士・司法書士等に依頼する場合の費用を立て替える
 といった新たな事業(「東日本大震災法律援助事業」)を実施します。主な内容は次のとおりです。

■資力にかかわらず、すべての被災者が利用可能です!

【利用者の要件】

本事業の対象者は、東日本大震災の被災者で、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村等(※)に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方となります。
 (※)福島県は全域が対象の地域となります。

《次ページにつづく 》

■東日本大震災に特有の法的手続にも幅広く対応します！

【無料法律相談等の対象】

本事業における無料法律相談は、刑事事件を除くすべての法律問題について幅広くご利用いただくことができます。ただし、裁判等の各種法的手続の代理や書類作成等を弁護士・司法書士等に依頼する際の費用の立替は、震災に起因する紛争であることが利用の条件となります。

【弁護士・司法書士による「代理受任」や「書類作成」の対象手続】

従来の民事法律扶助業務では、弁護士や司法書士が代理や書類作成できるのは、原則として裁判所の手続に限られていましたが、本事業では、「震災に起因する紛争」に関して、幅広くご利用いただくことができます。

例えば、原子力発電所事故による被害について損害賠償請求をする際、原子力損害賠償紛争解決センターなどADR(裁判外紛争解決手続)機関を利用する場合や、生活保護費の受給、不動産登記など行政上の決定に対する「行政不服審査」の手続、などです。

■弁護士・司法書士費用返済の負担にも配慮します！

【弁護士・司法書士費用の返済の猶予】

法テラスが立て替えた弁護士・司法書士費用は、利用者の方々から毎月5,000～10,000円ずつ返済いただきますが(無利子)、被災地における厳しい雇用情勢などを背景に、被災地において安定的な収入を得ることが困難な状況にあることを踏まえ、紛争が解決するまでは返済が猶予されるようになっています。

「東日本大震災法律援助事業」については、以下にお問い合わせ下さい。

震災 法テラスダイヤル おなやみいむ

電話番号 0120-078309

受付時間 (平日)午前9時～午後9時
(土)午前9時～午後5時

法テラスのホームページでもご案内しています。

http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/120328.html



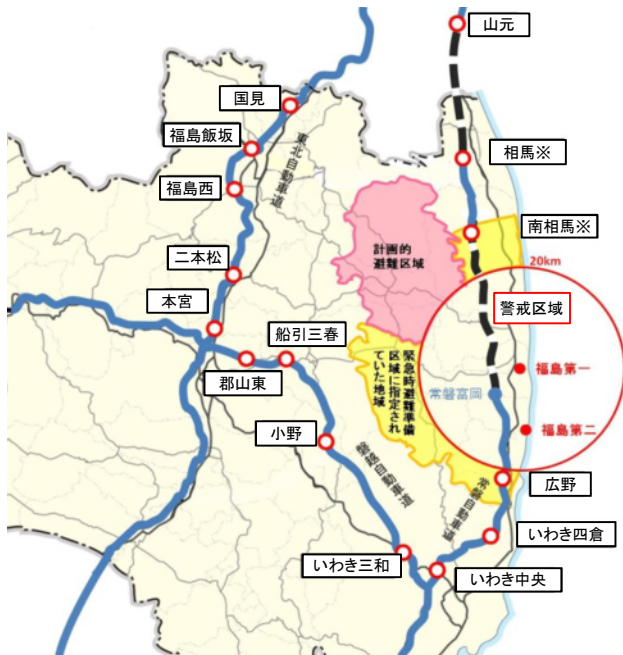
東北地方の高速道路の無料開放について

① 東北地方の高速道路の無料開放の4月以降の扱いについては、以下のとおりとなっております。

無料措置は、原子力発電所事故による避難者(警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定されていた地域を生活の本拠としていた方)が運転又は同乗している車両全車種が対象となり、以下の15ヶ所のインターチェンジを入口または出口とする走行が対象となります。(避難元住所と本人確認のための書面の提示が必要です。)

路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、福島飯坂、福島西、二本松、本宮
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東
常磐自動車道	山元、相馬※、南相馬※、広野、いわき四倉、いわき中央

(※)南相馬、相馬については南相馬～相馬間の開通後に対象ICに追加



料金所で提示が必要となる書面(原本の提示が必要)

避難元	被災時に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定されていた地域を生活の本拠としていたことを証する書面(免許証、パスポート、健康保険証、住民票の写し、被災証明書、罹災証明書等の公的機関が発行するもの)
本人確認	免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行する書面

② 常磐自動車道 南相馬～相馬間4月8日開通～当面9月末まで無料となります。

平成24年4月8日(日)15時に開通を予定している常磐自動車道の南相馬～相馬インターチェンジ間(14.4Km)については、開通から平成24年9月30日まで全車無料となります。

詳しくは、国土交通省及び東日本高速道路株式会社のホームページをご覧ください。

東北地方の高速道路の無料開放の4月以降の扱いについて

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000249.html

http://www.e-nexco.co.jp/road_info/important_info/h23/1121/

常磐自動車道
南相馬～相馬IC間の通行料金について
http://www.e-nexco.co.jp/pressroom/press_release/head_office/h24/0322/



各種モニタリング結果について

警戒区域および計画的避難区域における詳細モニタリング結果(3月30日公表) ～モニタリングカーによる走行サーベイ(第六巡)～

内閣府原子力被災者生活支援チーム及び文部科学省は、警戒区域及び計画的避難区域の主要道路(国道、常磐自動車道、県道、主要地方道、生活道路)の詳細モニタリングを実施しており、今般、2月から3月にかけて実施した第六巡の結果を公表しました。

計測方法は、モニタリングカーによる走行サーベイにて、主要道路上の地上1mにおける空間線量率を10m間隔で測定しています。全般に第一巡から第六巡へと概ね時間の経過と共に線量率が低下しています。第五巡以降、計画的避難区域において線量率の低下が大きくなった原因については積雪の影響によるものと考えられています。

計測結果(市町村別の第一巡における最高値記録地点の値の変化)

市町村	避難住所	第一巡 [μSv/h]	第二巡 [μSv/h]	第三巡 [μSv/h]	第四巡 [μSv/h]	第五巡 [μSv/h]	第六巡 [μSv/h]	五巡と六巡との差		備考
								[μSv/h]	[%]	
南相馬市	小高区金谷	17.2	16.4	14.8	13.2	15.5	11.8	-3.7	-24.9	
浪江町	井手山田前	98.1	68.6	55.3	54.3	60.5	52.1	-8.4	-13.9	★
双葉町	山田出名子	92.5	61.0	53.1	53.1	57.7	54.3	-3.4	-5.9	★
大熊町	夫沢東台	144	101	89.7	87.3	92.1	84.5	-7.6	-8.3	★
富岡町	小良ヶ浜松ノ前	23.1	22.8	21.5	17.0	18.1	18.0	-0.1	-0.6	
楡葉町	上繁岡下奥海	4.2	3.4	3.4	3.4	3.5	3.3	-0.2	-5.7	
飯館村	長泥曲田	18.7	18.1	16.4	15.7	12.4	14.0	1.6	12.9	
川俣町	山木屋久保山	7.8	6.9	6.7	6.3	4.2	2.9	-1.3	-31.0	
葛尾村	葛尾小出谷	32.5	29.9	29.9	24.9	25.6	-◇	-	-	
田村市	都路町古道場々	1.1	1.1	1.1	1.3	1.0	0.7	-0.3	-30.0	
川内村	下川内五枚沢	5.9	5.7	5.4	5.1	4.6	3.8	-0.8	-17.4	

★は第一巡と二巡において半導体式エリアモニタ(高線量タイプ)で測定した値のためバラツキが大きい。

(50~100μSv/hの計測値において、誤差の標準偏差が20~25%程度)

◇は積雪のためモニタリングカーが走行できず計測できなかった。

【実施時期】第一巡:平成23年 8月 2日～ 8月30日 第二巡:平成23年 8月31日～ 10月 9日 第三巡:平成23年10月 1日～ 11月 4日
第四巡:平成23年11月 5日～12月12日 第五巡:平成23年12月14日～平成24年1月30日 第六巡:平成24年 2月 4日～ 3月10日

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/120330/monitor01_01.pdf



「原子力被災者支援に関する各種制度の概要」の改訂について(3月26日公表)



内閣官房は3月26日、被害者の方々がどのような賠償や支援制度を受けることができるかを簡潔にまとめたパンフレットの改訂版を公表しました。

今回の改訂では、原子力損害賠償紛争審査会において示された避難区域等の見直し等に係る損害や自主的避難等に係る損害の考え方などを追加しています。

詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genshiryoku/pdf/sien_gaiyou.pdf



ご注意ください!! 郵便物の転送サービスは1年間です!!

旧住所あての郵便物の転送サービスは、郵便局へ転居届を出してから「1年間」です。継続して郵便物の転送を希望される方や避難先住所が変更になった方は、再度、お近くの郵便局の窓口へ転居届をご提出いただくことで、県民健康管理調査や損害賠償に関する大切な郵便物が引き続き受け取れます。

なお、転居届の提出の際は、ご本人確認のため、運転免許証、各種健康保険証などが必要となります。

また、旧住所の記載内容の確認のため、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードといった、官公庁が発行した住所の記載があるものも必要となりますので、忘れずにお持ちください。

詳しくは、日本郵便「転居・転送サービス」をご覧ください。

<http://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/index.html>



「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内

過去の「ふれあいニュースレター」につきましては、以下のアドレスよりご覧いただくことが可能です。ぜひご覧ください。<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>